件		名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主	管	課	人事課
根拠法令等		令等	〇職員の給与等に関する報告及び勧告(令和4年10月5日付け4人委第205号) 〇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

## 【改正の概要】

人事委員会勧告等に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。

【令和4年度適用分 ※給料等はR4.4.1適用、期末勤勉手当はR4.12.1適用】

- 〇 職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例
  - ・給料表の引上げ(平均0.3%)
  - 12月期勤勉手当の引上げ(0.1月分)
- 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例、会計年度任用職員 の給与等に関する条例
  - ・12月期期末手当の引上げ(0.05月分)
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例
  - 給料表の引上げ
  - ・12月期期末手当の引上げ(0.05月分)

## 【令和5年度適用分】

- 〇 職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例
  - ・6月期・12月期勤勉手当支給月数の改定
- 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例、一般職の任期付研 究員の採用等に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及 び会計年度任用職員の給与等に関する条例
  - ・6月期・12月期期末手当支給月数の改定
- ※ その他、令和5年4月1日施行の改正に係る所要の規定整備を行うため、職員の定 年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する。

施 行 日 公布の日(ただし、令和5年度適用分は令和5年4月1日)

## 【その他参考事項】